

昭和二十五年十二月八日受領
答 弁 第 八 四 号

(質問の 八四)

内閣衆質第八四号

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員木村榮君提出石油貯蔵タンク増設許可に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村榮君提出石油貯蔵タンク増設許可に関する質問に対する答弁書

一 増設許可は左の事情を考慮して行つたものである。

1 朝鮮動乱ぼつ発に伴い、輸送のと絶等非常事態に備えるため、わが国経済の原動力である石油製品並びに原油の相当量の貯蔵を必要とする状況に立ち至つた。

2 左の事態に対して、太平洋岸の各製油工場に対する原油貯蔵用としては、主として瀬戸内海地区に存在する旧軍用施設の一時使用を考慮し、製品貯蔵タンクとしては現有全施設を活用するほか、基地の強化を考慮しても、四国地区においては石油製品の輸入並びに配給基地施設として見るべきものがない状況である。

3 問題の場所は、丸善石油株式会社松山製油所の隣接地域であり、一万トン級タンカー繫留可能な岸へき、さん橋に充分なる施設を有するので、原油、製品兼用の石油貯蔵タンク施設を建設するには最も適している。

4 又懸案の土地問題についても、愛媛県農地委員会会長よりの昭和二十五年五月七日附申し越しにより一応問題ないものと思料し、許可したものである。

二 別途書類を提出せしめ完備したものである。

三 現在農地に属する以外の敷地において、諸附属施設建設に着手しているので、許可取消の意思はない。

四 充分調査の上、許可したものである。

右答弁する。